

庶務係処務規程

第1条 庶務係の職務は規程によるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 庶務係は理事の互選した1人がこれにあたる。

第3条 庶務係の任期は4年とする。ただし再選を妨げない。

2 庶務係はその任期が満了しても、後任の庶務係りが就任するまでのあいだはなおその職務を行う。

第4条 庶務係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするために次の事務を担当する。

- (1) 文書の調整並びに往復に関すること
- (2) 役員並びに総代に関すること
- (3) 会議に関すること
- (4) 財産の管理に関すること
- (5) 印鑑の保管に関すること
- (6) その他、他の係りに属しない事務

第5条 庶務係は、その責任に属する事務について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

附 則

この規約は平成15年 6月26日より施行する。